災害関連情報・区政情報を即時に発信
アカウント名／新宿区区政情報課
区公式ツイッター shinjuku_info
区公式フェイスブック shinjuku.info

こども・教育

自然体験キャンプ

【日程】7月12日(土)～13日(日)(1泊2日、往復借り上げバス利用)
※事前説明会を6月28日(土)午前10時～12時に四谷地域センター(内藤町87)で開催
【宿泊先】つくばねオートキャンプ場(茨城県石岡市)
【対象】区内在住・在学の小学3～6年生、36名
【内容】テントでの宿泊や飯ごう炊さん等のキャンプ体験、ピザ作り、ホタル観賞ほか
【費用】6千円(宿泊料・食費等)
【主催】区青少年活動推進委員会
【申込み】往復はがきに2面記載例のほか学校名・学年、性別、保護者氏名を記入し、6月16日(月)(消印有効)までに**子育て支援課青少年事業係**(〒160・8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎2階)☎(5273)4261へ。

応募者多数の場合は抽選。抽選では、兄弟姉妹や友人同士の参加については考慮しません。当選の権利の譲渡もできません。

人形劇

【日時】6月15日(日)午後3時～3時45分
【上演作品】「かもとりごんべえ」「あたまやま」(出演／いまさん工房)
【会場・申込み】当日直接、大久保地域センター(大久保2―12―7)へ。先着100名。
【問合せ】**大久保図書館**☎(3209)3812へ。

おはやし劇場「だだすこだんだん」

【日時】6月19日(木)午前10時30分～11時15分
【対象】乳幼児と保護者、25組
【内容】和太鼓、三味線などを織り交ぜた歌や踊り(出演／ただじゅん)
【会場・申込み】事前に電話または直接、**地域子育て支援センター原町みゆき**(原町2―43)☎(3356)2663(月～金曜日午前10時～午後4時)へ。先着順。

撮影会「本の世界に入ってみよう」

【日時】6月21日(土)午後1時から・2時から・3時から
【会場】落合三世代交流サロン(西落合1―31―24)
【対象】幼児～中学生、各回5組(保護者も参加できます)
【内容】人物と背景を合成する技術で、本の中にいるように撮影
【申込み】6月10日(火)から電話または直接、**西落合図書館**(西落合4―13―17)☎(3954)4373へ。先着順。

英語のお話会

【日時】6月25日(水)午後3時～3時30分
【対象】乳幼児～小学生と保護者、20名
【内容】英語で絵本の読み聞かせ、手遊び
【会場・申込み】当日直接、**角筈図書館**(西新宿4―33―7)☎(5371)0010へ。先着順。

七夕お話会

【日時】6月25日(水)午後3時～3時30分
【対象】小学生までのお子さんと保護者、20名
【内容】七夕にちなんだ絵本の読み聞かせ、短冊などの工作
【会場・申込み】当日直接、**西落合図書館**(西落合4―13―17)☎(3954)4373へ。先着順。

映画会

【日時】6月25日(水)午後4時から
【会場】中町児童館(中町25)
【対象】小学生まで、45名(未就学児は保護者同伴)
【上映作品】「小さなバイキングビッケ」「長靴をはいた猫」
【申込み】事前に電話または直接、**中町図書館**(中町25)☎(3267)3121へ。

特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書をお送りします

平成26年度の住民税(特別区民税・都民税)の税額決定・納税通知書を、6月10日(火)に発送します。

第1期の納期限は6月30日(月)です。お手元に届いた納付書で、銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、区税務課、特別出張所で忘れずに納めてください。1枚が30万円以下の納付書の左下にはバーコードがあり、裏面に記載のコンビニエンスストアのほか、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)からも納められます。

◎年金からの引き落とし(年金特徴)の方

公的年金から引き落とされる税額を、納税通知書に記載しています。

▼25年度から引き続き年金特徴の方…4月・6月・8月は仮徴収税額となり、26年2月と同じ税額を年金から引き落とします。その後、確定した税額から仮徴収税額を差し引いた金額を、10月・12月・27年2月の年金から引き落とします。

▼新たに年金特徴の対象となった方…税額の2分の1は、第1期(6月30日(月)納期限)・第2期(9月1日(月)納期限)に、それぞれ納付書で納めてください。残りの税額は、10月・12月・27年2月の年金から引き落とします。

●証明書の発行

26年度の住民税の課税証明書等は、6月10日(火)から発行します。

発行には事前に税の申告が必要です。福祉サービスや年金、健康保険の手続きなどに、税の証明書の提出を求められることが多くなっています。収入のない方も申告をしておくと、証明書が必要になったときに便利です。

【証明手数料】1通300円
【申請に必要なもの】▼本人が申請するとき…本人確認ができる書類(運転免許証など)、▼代理人(家族を含む)が申請するとき…本人からの委任状(下記見本参照)・代理人の印鑑・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証など)
※税の申告は税務課で、証明書の発行は税務課・特別出張所でできます。この時期は窓口が大変混雑し、長くお待ちいただくことがありますが、ご了承ください。申請書や委任状に不備がある場合は、証明書を発行できません。
【問合せ】▼課税内容…**税務課課税第一係・第二係**☎(5273)4107・4108、▼税金の支払い・口座振替・証明書発行…**税務課収納管理係**☎(5273)4139(いずれも本庁舎6階)へ。

<見本>

委任状

新宿区長 宛て　　平成＊＊年＊＊月＊＊日

委任者　住所＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　　氏名＊＊＊＊＊(印)　生年月日＊年＊月＊日

私は下記の者を代理人と定め、平成＊年度 課税/納税 証明書(扶養等控除の内容記載 有/無)＊通の交付申請及び受領の権限を委任します。

代理人　住所＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　　氏名＊＊＊＊＊　生年月日＊年＊月＊日

国民健康保険料納入通知書をお送りします

平成26年度分の納入通知書を、6月12日(木)に発送します。6月20日(金)までに納入通知書が届かない方は、6月23日(月)までに医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。

◎1年分の保険料を、6月～27年3月の10期に分けています。
◎保険料は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分(40歳～64歳の方)」の合計です。それぞれに「均等割額」と25年中の総所得金額等を基に計算する「所得割額」があります。
◎25年中の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、新宿区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額のみの納入通知書をお送りする場合があります。25年中の総所得金額等が確定次第、所得割額を含めた保険料を再計算して通知します。税申告をしていない方は、早めに申告してください。
※26年度の住民税が非課税の方は、保険料算定基礎額を25％減額して所得割額を計算しています。
※倒産・解雇等ご自分の意思に関係なく失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、保険料が減額される場合があります。減額には、医療保険年金課国保資格係への届け出が必要です。
※後期高齢者医療保険料の納入通知書は、7月18日(金)に発送する予定です。

保険料の納付

●納付書での納付

納期限は納期月の末日(土・日曜日等の場合はその翌日)です。

納入通知書に、1年分の一括納付用(6月～27年3月納期分)と、各月納付用(6月～9月納期分)の納付書を同封しています。銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、医療保険年金課、特別出張所で納めてください。

左下にバーコードがある納付書は、裏面に記載のコンビニエンスストアのほか、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)からも納められます。

●納め忘れのない口座振替(自動払込)のご利用を

納入通知書に同封した「口座振替(自動払込)依頼書」に記入・押印の上、医療保険年金課国保収納係へ郵送または銀行等の金融機関、郵便局へお持ちください。1～2か月後に、口座振替(自動払込)開始月をお知らせします。振替(払込)日は、納期月の末日(金融機関の休業日に当たるときは翌営業日)です。

●年金からの引き落とし

次の全てに該当する場合、原則として保険料は年金から引き落とします(特別徴収)。

▼世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳
▼国民健康保険料の引き落としの対象となる年金の受給額が年額18万円以上
▼介護保険料が年金から引き落とされていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない
※次のいずれかに該当する方は、納付書または口座振替(自動払込)での支払い(普通徴収)となっています。
▼現在口座振替(自動払込)で支払っているか、今後口座振替(自動払込)に変更する
▼世帯主の年齢が、27年3月31日現在で74歳以上
▼住所地特例対象施設(区外の介護老人福祉施設など)に入所・入居している
▼年金額と国民健康保険料を比較して年金からの引き落としが中止になった(毎年度判定し、中止になった世帯には「国民健康保険料変更決定通知書兼特別徴収中止通知書」をお送りします)

【問合せ】▼保険料の内容…**医療保険年金課国保資格係**☎(5273)4146、▼保険料の支払い…**医療保険年金課国保収納係**☎(5273)4158(いずれも本庁舎4階)へ。

国民健康保険 夏季保養施設利用方法が変わりました

これまでは指定の保養施設をご利用いただいていましたが、JTBまたは近畿日本ツーリストで取り扱う宿泊施設等を利用する場合に、宿泊料の一部を補助する方法に変更しました。

国内の宿泊施設と国内旅行(パックツアー)の利用が対象です。

【対象】新宿区の国民健康保険に加入している方
※国民健康保険料を滞納している世帯の方、後期高齢者医療制度などほかの保険制度に加入している方等は対象になりません。
【補助期間】7月1日(火)～9月30日(火)の宿泊分
【補助金額】1泊に付き3千円を限度に、1人1回2泊まで補助(2泊の場合は連続する宿泊が対象。宿泊場所は異なっても可)
【補助の手続き】旅行会社に代金を支払う前に、「平成26年度新宿区国民健康保険夏季保養施設のご案内」(医療保険年金課・特別出張所で配布)に綴じ込んである往復はがきで、医療保険年金課に「宿泊補助」を申し込んでください。
【問合せ】**医療保険年金課庶務係**(本庁舎4階)☎(5273)4078へ。